

新潟県男性の育児休業取得促進助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 新潟県内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、事業主及び当該男性労働者に対し、予算の範囲内において、男性の育児休業取得促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を図ることを目的とする。

(通 則)

第2条 助成金の執行に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び企業等において就業規則又は労働協約等に定める育児のための休業・休暇制度をいう。
- (2) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

(交付の条件)

第4条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する企業等の事業主及び育児休業取得労働者に対して交付するものとする。

- (1) 事業主
 - ① ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱（以下「登録要綱」という。）第8条に基づき県に認定されたイクメン応援プラス認定企業（以下「イクメン応援プラス認定企業」という。）であること。
 - ② 登録要綱第9条第1項に規定するイクメン応援プラス宣言文において、連続14日以上の子育て休業取得の推奨に取り組む旨を明記していること。
 - ③ 就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること。
 - ④ 新潟県内の事業所に勤務する男性労働者に、子が1歳2か月に達するまでの間に開始する、連続した14日以上（勤務を要しない日を含む。）の子育て休業（以下「助成対象子育て休業」という。）を取得させ、職場復帰後に1か月以上雇用を継続していること。
- (2) 育児休業取得労働者
 - ① イクメン応援プラス認定企業の新潟県内の事業所に勤務する男性労働者であること。
 - ② 常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を併せ持っていない者であること。

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。
- ④ 助成対象育児休業を取得し、職場復帰後に1か月以上継続して勤務していること。
- ⑤ 知事に対し、助成対象育児休業に関する体験記を提出していること。

（助成額）

第5条 交付する助成金の額は、育児休業の取得1回につき、事業主及び労働者に対して各5万円とする。ただし、同一労働者に係る支給については、1人の子につき1回を限度とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 規則第3条第1号の申請書は、別記第1号様式及び第2号様式によるものとし、交付対象となる労働者が職場復帰した日から1か月を経過する日（以下「申請可能期間開始日」という。）から起算して1か月を経過した日又は申請可能期間開始日が属する年度の3月31日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 知事は、前条に規定する助成金の交付申請及び実績報告が適当であると認めるときは、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。

（助成金の返還）

第8条 知事は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき

（その他）

第9条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。